



広島県報

定期
第6号

発行者 広島県
発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

平成十八年度、平成十九年度及び平成二十年度における
広島県庁舎内受付案内等業務労働者派遣契約の指名競争
入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続
等

(総務室) 一

町と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規
約の廃止

(地域行政室) 五

(県法規登載)

町の区域の設定

(") 五

救急病院等の認定

(医療対策室) 五

救急病院等の協力申出の撤回及び救急病院等の認定

(") 五

漁業災害補償法に基づく加入区の設定

(漁業調整室) 六

換地計画に伴う字の区域の変更

(土地改良室) 六

保安林予定森林にする旨の通知 (二件)

(治山室) 六

解除予定保安林にする旨の通知

(") 七

土地収用法の規定による事業の認定

(用地管理室) 七

道路の供用開始

(道路保全室) 八

公告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(県民文化室) 八

大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要 (二
件)

(地域産業振興室) 九

開発行為に関する工事の完了

(開発指導室) 九

土地改良事業計画変更協議の適否決定 (市町村)

(広島地域事務所) 九

換地計画認可申請の適否決定 (市町村)

(") 〇

土地改良事業施行協議の適否決定 (市町村)

(東広島地域事務所) 〇

換地計画認可申請の適否決定 (土地改良区)

(") 〇

土地改良区の役員の退任 (福山地域事務所) 一〇

公安委員会告示

遊技機の型式の検定の告示 一〇

告示

広島県告示第五十九号

地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。) 第六百六十七条の
十一第二項の規定によつて、平成十八年度、平成十九年度及び平成二十年度における広島県
庁舎内受付案内等業務労働者派遣契約の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審
査の申請手続等を次のとおり定めた。

平成十八年一月二十六日

広島県知事 藤田雄山

一 業務の種類

1 広島県庁本庁舎受付案内業務

2 広島県部局長室受付等業務

3 県政記者クラブ受付等業務

二 指名競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号のすべてを満たしていると広島県知事が認めた者であること。

1 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律
(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。) 第五条の規定による許
可を受けていること。

2 政令第六百六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当せず、又は同条第二項各号
の規定に該当する事実があつた後一年以上経過していること。

3 指名競争入札参加資格審査申請書を提出する時に広島県の県税の滞納がないこと (滞
納があることについて正当な理由がある者を除く。)

4 広島県内にその本店、支店、営業所等を設置していること。

5 平成十六年及び平成十七年に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の
就業条件の整備等に関する法律施行令 (昭和六十一年政令第九十五号。以下「労働者派
遣法施行令」という。) 第四条第五号及び第十六号に規定する業務の契約実績があり、

かつ、これを滞りなく履行していること。

三 資格審査の申請手続

別に配布する資格審査申請書(別記様式第一号)に、次に掲げる書類を添えて申請を行うこと。

- 1 労働者派遣法第五条の規定による許可書の写し
 - 2 登記事項証明書(写し可)
 - 3 納税証明書(直前一年に納付すべき県税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書)(写し可)
 - 4 平成十六年及び平成十七年の労働者派遣法施行令第四条第五号及び第十六号に規定する業務の派遣契約状況を記載したもの(別記様式第一号)
 - 5 業務履行実績証明書(別記様式第三号)
 - 6 派遣登録者の状況(別記様式第四号)
 - 7 印鑑証明書(写し可)
 - 8 委任状(権限を支店長、営業所長等に委任している場合に限る。)(別記様式第五号)
- 申請書等の作成に用いる言語等

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。

また、添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外国貨幣換算率によって日本国通貨に換算し記載するものとする。

五 申請書等の提出期間

平成十八年一月二十六日(木)から平成十八年二月九日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く)とする。

郵送等による場合は、平成十八年二月九日(木)までに必着とする。

六 申請書等の提出先

広島県総務企画部管理総室総務室(〒七三〇・八五一 広島市中区基町一〇番五二号)

七 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に文書で通知する。

八 資格の有効期間

この告示による資格審査によって認定された資格の有効期間は、この資格認定の日から平成二十一年三月三十一日までとする。

九 資格の取消し

資格の認定を受けた者が、政令第六十七条の四第一項又は第二項各号の規定のいずれかに該当するに至った場合は、当該資格の認定を取り消すことがある。

十 その他

- 1 別記様式は広島県総務企画部管理総室総務室(広島県庁舎本館一階)で交付する。
- 2 この資格審査についての問い合わせは、広島県総務企画部管理総室総務室(電話一〇八二・五一一三・二二二一「ダイヤルイン」)にすること。

別記様式第 1 号

指名競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

広 島 県 知 事 様

申請者所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成18年度、平成19年度及び平成20年度における広島県庁舎内受付案内等業務労働者派遣契約の指名競争入札に参加したいので、次の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

- 1 労働者派遣法第 5 条の規定による許可書の写し
- 2 登記事項証明書 (写し可)。ただし、申請日前の 3 か月以内に発行されたものに限る。
- 3 納税証明書 (直前 1 年に納付すべき県税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと) の各証明書 [写し可]。ただし、申請日前の 3 か月以内に発行されたものに限る。課税額が 0 円でも必要。)
- 4 平成16年及び平成17年の労働者派遣法施行令第 4 条第 5 号及び第16号に規定する業務の派遣契約状況 (別記様式第 2 号)
- 5 業務履行実績証明書 (別記様式第 3 号)
- 6 派遣登録者の状況 (別記様式第 4 号)
- 7 印鑑証明書 (写し可)。ただし、申請日前の 3 か月以内に発行されたものに限る。
- 8 委任状 (権限を支店長、営業所長等に委任している場合に限る。)(別記様式第 5 号)

別記様式第 2 号

事務用機器操作及び受付・案内等業務の派遣契約状況

(労働者派遣法施行令第 4 条第 5 号及び第16号に規定する業務の派遣契約状況)

- 1 履行期間が平成16年 1 月 1 日から平成17年12月31日までの間に係るものうち、契約金額の大きいものから 3 件まで記入すること。ただし、労働者派遣法施行令第 4 条第 5 号及び第16号に規定する業務の実績を各 1 件以上記入すること。
- 2 契約額は、消費税及び地方消費税を含む金額で記入すること。
- 3 これに記入した契約については、別記様式第 3 号の業務履行実績証明書を必ず提出すること。

(商 号 又 は 名 称) _____
 (担当者名及び連絡先) _____

契約の相手方	業 務 名	業 務 内 容	契 約 額 (千円)	履 行 期 間

別記様式第 3 号

業 務 履 行 実 績 証 明 書

様

申 請 者
所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

印

貴発注に係る業務について、次のとおり履行実績があることを証明してください。

契 約 期 間	契 約 名	内 容	契 約 金 額 (千円)	履 行 状 況

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

証 明 者
職 氏 名

印

別記様式第 4 号

派 遣 登 録 者 の 状 況

(商号又は名称) _____

(平成18年 1 月 1 日現在)

内 容	人 数
1 広島県内に住所を有する派遣登録者数	人
2 1のうち、労働者派遣法施行令第4条第5号及び第16号の業務経験1年以上の派遣登録者数	人
3 1のうち、秘書検定3級以上の有資格者数	人
4 1のうち、実用英語検定3級以上の有資格者数	人

別記様式第5号

委任状

広島県知事様

平成 年 月 日

〒 住所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、次の者を代理人と定め、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間において、広島県との間に行う次の権限を委任します。

〒 住所

商号又は名称

代表者氏名

印

- 1 入札及び見積りについて
- 2 契約の締結について
- 3 保証金の納付並びに還付請求及び受領について
- 4 代金の請求及び受領について
- 5 入札に関する復代理人の選任について

広島県告示第六十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第二項の規定により、昭和四十年十一月一日に定められた神辺町と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規程を平成十八年三月一日から廃止する。

平成十八年一月二十六日

広島県知事 藤田 雄山

広島県告示第六十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定によつて、平成十八年三月一日から旧深安郡神辺町の区域をもつて福山市神辺町の区域を新たに画する旨、福山市長から届出があった。

平成十八年一月二十六日

広島県知事 藤田 雄山

広島県告示第六十二号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成十八年一月二十六日

広島県知事 藤田 雄山

名称	所在地	効力を有する期限	備考
広島医療生活協同組合 広島共立病院	広島市安佐南区中須二丁目一九番六号	平成二年二月二五日	更新
医療法人社団中川会 中川病院	呉市中通二丁目三番八号	平成二年二月二五日	更新
医療法人紅萌会 福山記念病院	福山市港町二丁目一五番三〇号	平成二年二月二五日	更新
医療法人社団沼南会 沼隈病院	福山市沼隈町大字中山南四六九・三	平成二年二月二五日	更新

広島県告示第六十三号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

一 保安林予定森林の所在場所
府中市諸毛町字永野山三二五二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部林務総室治山室及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第六十七号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。

平成十八年一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

福山市新市町大字上安井三〇四〇の一、三〇四八、三〇六五の一、三〇六七の一、三〇六八

六二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部林務総室治山室及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第六十八号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けた。

平成十八年一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

広島市安佐北区白木町大字秋山字九ヶ原山二二四の四、二二五の二、二二八の五、二二三〇の三、二二三一の三、二二三三の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

広島県告示第六十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定によって、事業の認定をした。

平成十八年一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 起業者の名称

尾道市公立みつき総合病院(以下「病院」という。)

二 事業の種類

公立みつき総合病院外来患者専用駐車場拡張工事(以下「本件事業」という。)

三 起業地

1 収用の部分

広島県尾道市御調町市字川西地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、尾道市立の病院に係る事業であることから、法第三条第二十四号に該当するものに関する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である病院は、一般財源により財源措置を講じている。また、条例

によって施設を管理する予定であることから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業は、病院が来院者の用に供する駐車場を建設するものである。本件事業の施行によって、病院の既存駐車場不足が解消され来院者の利便性が向上するとともに、駐車待ち車両による道路混雑が解消され救急車両の安全かつ円滑な交通が可能となり、救急救命医療体制が強化されると認められることから、得られる利益は大きいものと考えられる。

他方、本件起業地は現況が他施設の駐車場であり、本件事業を施行するにあたって土地利用の変更を伴わないことから環境及び地域へ与える影響は少なく、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上から、得られる利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) また、病院は、尾道市御調町市字川西地内において、地理的条件、社会的条件、経済性などの諸条件を考慮し比較検討を行った結果、最も合理的な本件事業の起業地を決定した。

4 以上から、本件事業は、法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

5 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 病院の既存駐車場が不足し駐車待ちの車両の列が発生している結果、救急車両及び近隣住民の通行に支障をきたしている。救急患者の受け入れは人命に係るものであり、迅速な対応が必要とされる。また、近隣住民の日常生活の利便性の回復を図るうえで、本件事業の施行は急務である。

(二) 起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。

(三) 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

(四) 以上から、本件事業には収用の手段を講じる公益上の必要性があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本件事業は法第二十条各号の要件のすべてを充足するものと判断される。

以上により、病院から申請のあった本件事業について、法第二十条の規定によって、事業の認定をする。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

尾道市公立みつぎ総合病院総務人事課

広島県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十八年二月九日までの間、縦覧に供する。

平成十八年一月二十六日

広島県知事 藤田雄山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道飯田吉行線	東広島市西条町寺家字力萬六〇七七番一地从先から東広島市西条町寺家字力萬六〇七七番一地从先まで	平成十八年一月二十六日

公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十八年一月二十六日

広島県知事 藤田雄山

特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請のあった年月日
特定非営利活動法人CIELピアス	中井 泰治	広島県安芸市安浦町水尻一丁目三番一号	この法人は、障害者、高齢者及び社会的ハンディをもつ人に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、だれもが住みやすい街づくり、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。	事業年度のの変更	平成十八年一月三日
特定非営利活動法人みどり	丸山 裕	広島県福山市西町三丁目一番一号（原田アパート二〇二）	この法人は、居住支援、在宅福祉サービス、健全な生活環境に欠ける地域住民に対して、介護支援	特定非営利活動に係る事業名称の変更	平成十八年一月六日

及び生活支援に関する福祉事業を行い、豊かな地域社会をつくっていくことを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十八年一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ジュンテンドー福山水呑店

所在地 福山市水呑町字大谷三三三八 一外

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一番五二号)

福山市経済環境局経済部商工課(福山市東桜町三番五号)

四 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年一月二十六日から平成十八年二月二十七日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十八年一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デオデオ福山北店

所在地 福山市駅家町大字万能倉二八四

二 提出された意見の概要

現状の駐車場の収容台数及び出入口の数を減少させる計画となっており、特に来客数が増加すると見込まれる場合には、人的対応等を含め必要な措置を講じられたい。

三 提出された意見の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一番五二号)

福山市経済環境局経済部商工課(福山市東桜町三番五号)

四 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年一月二十六日から平成十八年二月二十七日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東広島市志和町志和堀字青木三五四三番四、三五四三番五、三五三七番一の一部、三五三七番五の一部、三五四三番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社 セブン・イレブン・ジャパン

代表取締役 山口 俊郎

東広島市志和町志和堀三二八二番地の八

沖本 敦郎

次の土地改良事業計画変更協議については、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定によって、適当と決定したので、その決定に係る土地改良事業変更計画書の写しは、次により平成十八年一月二十六日から平成十八年二月十五日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内

に広島地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第九條第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年一月二十六日

事業主体 地区名 事業名 縦覧場所
 大竹市 後原 区画整理事業 大竹市役所

次の換地計画認可申請については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定によつて、適当と決定したのでこの決定に係る換地計画書の写しを次により平成十八年一月二十六日から平成十八年二月十五日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の三第二項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十八年一月二十六日

事業主体 地区名 事業名 縦覧場所
 大竹市 後原 区画整理事業 大竹市役所

次の土地改良事業施行協議については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定によつて、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業計画書の写しを次により平成十八年一月二十六日から平成十八年二月十五日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、東広島地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十八年一月二十六日

事業主体 地区名 事業名 縦覧場所
 竹原市 下田万里 区画整理事業 竹原市役所

次の換地計画認可申請については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第一項の規定によつて、適当と決定したので、この決定に係る換地計画書の写しを次により平成十八年一月二十六日から平成十八年二月十五日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、東広島地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第五十二条の三第二項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十八年一月二十六日

事業主体 地区名 事業名 縦覧場所
 東広島市土地改良区 市ノ畑地区 区画整理事業 東広島市役所

深安郡神辺町土地改良区から次の役員が退任した旨の届出があつた。

平成十八年一月二十六日

退任役員
 職名 氏名 住所
 理事 松岡秀雄 深安郡神辺町字箱田四七八

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第4号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第一項の規定により告示する。

平成18年1月26日

広島県公安委員会
 委員長 岡地 治 夫

検 定 番 号	検定の有効 期間	遊技機の 種類	型 式 名	申 請 者 名 (住所)	製 造 業 者 名 (住所)
SS0935	告示の日 (平成18年 1月26日) から3年間	回胴式遊技 機	いゝ湯だ な	株式会社三共 青島 秀行 代表取締役 市境野町六 丁目460番地)	左 同
SP1067	同 上	ぱちんこ遊 技機	CR新世 ンダリオ ン・セカ ンパトS F	株式会社ビス子イ 代表取締役 實田 久治 (東京都渋谷区渋谷三丁 目29番10号)	左 同
SP1075	同 上	同 上	CR新世 ンダリオ ン・セカ ンパトV F	同 上	左 同
SP1084	同 上	同 上	CR新世 ンダリオ ン・セカ ンパトM F	同 上	左 同
SP1090	同 上	同 上	CR新世 ンダリオ ン・セカ ンパトX F	同 上	左 同
SP1068	同 上	同 上	スキージ ンパト編	株式会社平和 中島 潤 代表取締役 生市広沢町二 丁目3014番地の8)	左 同